

○茂原市固定資産税等過誤納金返還金支払事務取扱要領

令和2年3月31日茂原市訓令乙第6号

茂原市固定資産税等過誤納金返還金支払事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、茂原市固定資産税等過誤納金返還金支払要綱(令和2年茂原市告示第 号。以下「要綱」という。)に基づく返還金支払事務の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 支出の根拠

地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定している。納税者からは発見が困難な固定資産税制度の下で生じた瑕疵ある課税処分について当該課税処分に対する返還金を支払うことは、納税者の不利益を補填し、かつ市民の市政に対する信頼を確保することとなり、地方自治法第232条の2の公益上の必要に合致するものと考えられる。

第3 返還金の算定

(1) 還付不能金

還付不能金の算定方法は、当該年度の地方税法(昭和25年法律第226号)茂原市税条例(昭和47年茂原市条例第50号)の規定を適用し、返還期間は、返還金の支出を決定した日の属する年度前20年の範囲内とする。

還付不能金は、固定資産課税台帳・補充課税台帳、名寄帳により次に掲げる額をそれぞれ算出し、算定するものとする。

ア 土地又は家屋変更前課税標準相当額

過誤納金に係る該当物件に登録されている課税標準相当額とする。なお、数筆に及ぶ場合は、該当物件の課税標準相当額を合計した額とする。

イ 土地又は家屋変更後課税標準相当額

本来の課税標準額となるべき課税標準相当額とする。なお、数筆に及ぶ場合は、該当物件の課税標準相当額を合計した額とする。

ウ 合計課税標準額

土地及び家屋の課税標準相当額を合計し、1,000円未満の端数を切り捨てた額と

する。

エ 固定資産税額

合計課税標準額に固定資産税率を乗じて得た額とする。

オ 都市計画税額

合計課税標準額に都市計画税率を乗じて得た額とする。

(2) 利息相当額

当該年度の固定資産税等の法定納期限の翌日から支出を決定した日までの期間の日数に応じ、当該還付不能金に民法第404条に規定される法定利率の割合（以下「利息相当割合」という。）を乗じて計算した金額とし、算定額に1円未満の端数があるときは切り捨てる。

(算定式) 利息相当額 = 還付不能金額 × 日数 × 利息相当割合 ÷ 365

第4 返還金の支払

支払は、原則として口座振込とし、支出科目は、2款総務費・2項徴税費・2目賦課徴収費・2.2節償還金利子及び割引料から支出するものとする。ただし、国民健康保険税（資産割額に係る部分に限る）にあつては、茂原市特別会計国民健康保険事業費予算8款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・1目一般被保険者保険税還付金・2.2節償還金利子及び割引料又は同2目退職被保険者等保険税還付金・2.2節償還金利子及び割引料から支出するものとする。

第5 事務担当

返還金の決定及び支払いまでの事務分担は、次のとおりとする。

事務内容	担当課
(1) 納税者への説明	資産税課
(2) 返還金の算定	資産税課・国保年金課
(3) 返還金の支払決定通知	収税課
(4) 返還金の支払い	収税課・国保年金課

第6 事務決裁区分

返還金に関する事務決裁区分は、茂原市財務規則（昭和59年茂原市規則第25号）3条第1項を準用する。

第7 関係書類の保存

返還金に係る関係書類の保存年限は、長期とする。

第 8 留意事項

この要綱の取扱い及びその他返還金支払事務に疑義が生じた場合は、関係各課と協議の上処理するものとする。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。